

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月30日

上越市長 中川 幹太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）  
上越市雁木通りプラザ使用料徴収事務
  
- 2 委託先  
名 称：株式会社サンクリーン・アド  
住所又は事務所の所在地：上越市長面25番地
  
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年4月1日
  
- 4 委託期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで